

確認検査の業務に係る手数料一覧（同時申請特約（一戸建ての住宅に限る。））

別表 1-2

建築物					
建築物の区分	型式で1号に該当しないもの (い)				
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	
申請床面積 (㎡)	確認 (円)	中間検査 (円)	完了検査 (円)	ポイント	
30以下	10,000	17,000	19,000	1	
30を超え100以下	19,000	17,000	19,000		
100を超え200以下	23,000	20,000	21,000		
200を超え500以下	31,000	25,000	26,000		
建築物の区分	1号若しくは4号で、構造計算に伴う審査を要しないもの (い)				
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	
申請床面積 (㎡)	確認 (円)	中間検査 (円)	完了検査 (円)	ポイント	
30以下	11,000	17,000	19,000	1	
30を超え100以下	19,000	22,000	25,000		
100を超え200以下	26,000	26,000	29,000		
200を超え500以下	33,000	33,000	36,000		
建築物の区分	2号若しくは3号、並びに1号若しくは4号で構造計算に伴う構造審査を要するもの (い)				
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	
申請床面積 (㎡)	確認 (円)	中間検査 (円)	完了検査 (円)	ポイント	
100以下	30,000	29,000	32,000	1	
100を超え200以下	39,000	33,000	35,000		
200を超え500以下	51,000	41,000	44,000		
500を超え1000以下	73,000	45,000	48,000	2	
1000を超え2000以下	107,000	71,000	77,000		
2000を超え3000以下	133,000	107,000	101,000		
3000を超え4000以下	151,000	126,000	119,000		
4000を超え5000以下	168,000	143,000	136,000	3	
5000を超え6000以下	188,000	162,000	154,000		
6000を超え7000以下	205,000	181,000	173,000		
7000を超え8000以下	222,000	199,000	191,000		
8000を超え9000以下	242,000	216,000	209,000		
9000を超え10000以下	260,000	233,000	226,000		
10000を超え50000以下	515,000	350,000	323,000		
50000を超え	933,000	660,000	614,000		
建築物の区分	2号若しくは3号で、かつ1号 (い)				
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)		(へ)
申請床面積 (㎡)	確認 (円)	中間検査 (円)	完了検査 (円)	ポイント	
100以下	33,000	29,000	35,000	1	
100を超え200以下	43,000	33,000	39,000		
200を超え500以下	56,000	41,000	48,000		
500を超え1000以下	81,000	45,000	54,000	2	
1000を超え2000以下	119,000	71,000	86,000		
2000を超え3000以下	160,000	107,000	121,000		
3000を超え4000以下	181,000	126,000	142,000		
4000を超え5000以下	202,000	143,000	163,000	3	
5000を超え6000以下	225,000	162,000	184,000		
6000を超え7000以下	247,000	181,000	208,000		
7000を超え8000以下	270,000	199,000	229,000		
8000を超え9000以下	291,000	216,000	251,000		
9000を超え10000以下	313,000	233,000	272,000		
10000を超え50000以下	618,000	350,000	388,000		
50000を超え	1,120,000	660,000	737,000		

確認の申請の際にREJが指定するFD等を提出した場合、(は)の料金は1000円を差し引いた額とする。
建築物の区分とは建築基準法第6条第1項の別を示す。
「型式」とは法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)を受けた型式をいう。
検査の申請でその直前の処分がREJ以外で受けた確認(計画変更確認を含む)の場合、(ろ)の区分に応じた(は)の手数を別途加算いたします

別表 3-1-2

構造計算適合性判定に伴う追加料金					
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(ち) 業務の区域	認定P外(り)		認定P(ぬ)	
		判定手数料(る) (円)	REJ経費(を) (円)	判定手数料(る) (円)	REJ経費(を) (円)
200以下	(A)	117,100	45,900	88,700	26300
	(B)	167,000	66,000	115,000	34000
200を超え500以下	(A)	140,000	56,000	100,100	29900
	(B)	167,000	66,000	115,000	34000
500を超え1000以下	(A)	162,800	64,200	111,600	33400
	(B)	167,000	66,000	115,000	34000
1000を超え2000以下	(A)	185,700	73,300	123,000	37000
	(B)	215,000	86,000	137,000	41000
2000を超え10000以下	(A)	221,900	88,100	139,600	41400
	(B)	248,000	99,000	151,000	45000
10000を超え50000以下	(A)	294,700	117,300	176,000	53000
	(B)	324,000	129,000	191,000	57000
50000を超え	(A)	541,300	215,700	297,600	89400
	(B)	590,000	236,000	323,000	96000

判定手数料は判定機関の手数料となります。判定機関の手数料が変動した場合、上記によらない場合があります。
業務の区域の区分中「(A)」とは大阪府下、京都府下、滋賀県下、奈良県下、和歌山県下をいう。
業務の区域の区分中「(B)」とは兵庫県下をいう。
「認定P」とは法第20条第1項第二号イ並びに同条第1項第三号イに定めるプログラムをいう。
「認定P外」とは法第20条第1項第二号イ並びに同条第1項第三号イに定めるプログラムを使用しない場合をいう。

別表 3-2

構造計算方法に伴う追加料金				
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(わ) 限界耐力 (円)	(か) エネルギー (円)	(よ) 告示免震 (円)	
200以下	15,000	15,000	15,000	
200を超え500以下	20,000	20,000	20,000	
500を超え1000以下	30,000	30,000	30,000	
1000を超え2000以下	40,000	40,000	40,000	
2000を超え10000以下	135,000	135,000	135,000	
10000を超え50000以下	270,000	270,000	270,000	
50000を超え	490,000	490,000	490,000	

「限界耐力」とは令第82条の5に定める構造計算。
「エネルギー」とは平成17年国土交通省告示631号に定める構造計算。
「告示免震」とは平成12年建設省告示第2900号に定める構造計算。

別表 3-3

検証法に伴う追加料金			
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(た) 避難 (円)	(れ) 耐火・防火区画 (円)	
200以下	15,000	15,000	
200を超え500以下	20,000	20,000	
500を超え1000以下	30,000	30,000	
1000を超え2000以下	40,000	40,000	
2000を超え10000以下	135,000	135,000	
10000を超え50000以下	270,000	270,000	
50000を超え	490,000	490,000	

「避難」とは第129条の2に規定する階避難安全検証法並びに第129条の2の2に規定する全館避難安全検証法
「耐火・防火区画」とは令第108条の3で規定する耐火性能検証法

別表 2-1

昇降機・建築設備・工作物				
(ろ) 申請対象物	(は) 確認 (円)	(に) 中間検査 (円)	(ほ) 完了検査 (円)	(へ) ポイント
昇降機 小荷物専用昇降機 (1基)	型式部材製造者認証者によるもの 15,000		15,000	1
	上記以外 18,000		18,000	
その他の建築設備 (1種類)	23,000		23,000	
工作物 (1基)	令第138条第1項に掲げるもの 高さ10m以下 18,000 高さ10を超え 38,000		18,000 38,000	
	令第138条第2項、若しくは第3項に掲げるもの 遊戯施設 200,000 上記以外 38,000	200,000 38,000	200,000 38,000	